

妊娠の届出の際は、 個人番号（マイナンバー） と本人確認が必要です。

番号法（「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）による社会保障・税番号制度導入と、母子保健法の改正に伴い、妊娠の届出を行う際には、窓口にて個人番号と本人（身元）確認が必要になります。

窓口へ来所する際には、以下の必要書類を持参いただきますよう、よろしくお願いいたします。

★妊娠の届出に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 出産予定日のわかるもの（医療機関から受け取る）
- (3) 個人番号（①～③のいずれか）
 - ① 個人番号カード（通知カード受領後、交付申請したもの）

- ② 通知カード（平成27年11月頃に簡易書留等で郵送されたもの）
- ③ 個人番号の記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

②、③の場合、
本人確認書類
（※）が必要

※ 本人確認書類について

- ・ 顔写真付きの公的な証明書であれば1点
（例：運転免許証、旅券（パスポート）等）
- ・ 顔写真なしの証明書であれば2点
（例：健康保険証、年金手帳、病院の診察券等）

【問い合わせ先】

◇ 社会保障・税番号制度に関すること
マイナンバー総合フリーダイヤル
電話：0120-95-0178

◇ 妊娠届出・妊婦一般健康診査受診票・母子手帳に関すること
役場保健福祉課
電話：82-2111（内線506）